

事務連絡
令和4年2月18日

関係団体の長 殿

岐阜労働局 労働基準部
健康安全課長
(契印省略)

職場復帰する際に職場等に対する陰性証明等の提出が不要であることについて(再周知)

標記については、「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)」(別添1)にて、「新型コロナウイルス感染症患者については、療養終了後に勤務等を再開するに当たって、職場等に、陰性証明を提出する必要はない」旨を示し、周知を図ってきたところです。

今般、新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードの有識者委員より提出された提言において、事業所等には療養終了時の陰性証明書等の公式証明書の発行を求める要請する旨の内容が盛り込まれたこと等を踏まえ、令和4年2月9日付け「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」(別添2)にて、「陽性者の療養期間又は濃厚接触者の待機期間については、定められた日数を経過した場合には、療養・待機を終了することとし、(略)解除された後に職場等で勤務を開始するに当たり、職場等に医療機関・保健所等による退院若しくは宿泊・自宅療養の証明又はPCR検査等若しくは抗原定性検査キットによる陰性証明等を提出する必要ないこと。」とされました。

つきましては、貴団体におかれましては、当該事項について適切に対応していただくため、傘下事業所等に対し積極的に周知いただきますよう、お願いします。

岐阜労働局 労働基準部
健康安全課 藤本

新型コロナウイルスに関するQ & A（企業の方向け）（抄）

（令和4年2月16日時点版）

10 その他（職場での嫌がらせ、採用内定取消し、解雇・雇止めなど）

＜検査結果の証明について＞

問7) 労働者を就業させる上で、労働者が新型コロナウイルス感染症に感染しているかどうか確認することはできますか。

答7) 現在、PCR検査は、医師が診療のために必要と判断した場合、又は、公衆衛生上の観点から自治体が必要と判断した場合に実施しています。そのため、医師や自治体にPCR検査が必要と判断されていない労働者について、事業者等からの依頼により、各種証明がされることはありません。

また、新型コロナウイルス感染症患者については、医療保健関係者による健康状態の確認を経て、入院・宿泊療養・自宅療養を終えるものであるため、療養終了後に勤務等を再開するに当たって、職場等に、陰性証明を提出する必要はありません。

PCR検査を実施した医療機関や保健所において、各種証明がされるかどうかは、医療機関や保健所によって取扱いが異なりますが、国内での感染者数が増える中で、医療機関や保健所への各種証明の請求についてはお控えいただくよう、お願いします。

なお、PCR検査では、検体採取の際の手技が適切でない場合や、検体を採取する時期により、対象者のウイルス量が検出限界以下となり、最初の検査で陰性になった者が、その後陽性になる可能性もあり得ます。

（参考）

・令和2年3月19日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制に関する補足資料の送付について（その7）」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部）
「新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制についてのQ&A」2. 帰国者・接触者外来について（20）

（<https://www.mhlw.go.jp/content/000621714.pdf>）

・令和2年4月24日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」に関するQ&Aについて（その3）」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部【主に一般の方等向け】問15

（<https://www.mhlw.go.jp/content/000625171.pdf>）